

連載

信託の歴史

長い年月をかけ
築き上げられてきた
その軌跡を知る

最終回

新信託法および改正
信託税制は家族信託
の発展に寄与するか



Profile
たかはし ともひこ
高橋 倫彦

一般社団法人民事信託活用支援機構理事長。50年に及ぶ信託業務の経験を持つ。外資系信託銀行の役員を歴任。特に家族のための信託の分野では日本でも数少ない専門家、プライベートバンキングの豊富な経験に基づき承継問題への信託を用いた画期的な解策の提案・構築を強みとしている。米国の家族のための信託にも通じている。『論文週刊T&A』（新日本法規出版）master No.598「受益権複層化信託の所得課税」、同No.619「受益権複層化信託の相続課税」。



1: 信託制度の歴史と家族信託

(1)「信託の歴史」シリーズの第1回から第3回までの要旨

信託制度の原型であるユースは中世英国において発生しました。ユースとは、委託者である資産家が自己の有するコモンロー上の不動産権を受託者に移転することにより、家族に受益権（エクイティ）を取得させる仕組みでした。要するに、不動産に対する所有権を受託者に対する受益債権に転換する仕組みです。信託制度の利用価値はこの転換にあるのですが、国王（ヘンリー8世）は王権を強化するために、受託者による権利の転換を否認し、ユースを弾圧しました。つまり委託者の所有が受益者である家族に直接に移転するものとみなしたわけです。しかし、封建制度が崩壊し、民衆の強いニーズを背景にこの転換が肯定され、ユースはトラストとして名称を変えて復活しました。

さて、我が国では、明治政府が信託法および信託業法を制定して、信託会社に対して英米で発達した家族信託（個人が自己の財産を家族のために設定する信託で、受託者を信託会社等とする商事信託も含む）を普及させようとしたのですが、戦前の我が国の経済・社会環境においてはこの政策は時期尚早であり、全く普及しませんでした。

しかしながら、戦後においては、平等主義の基に民法の親族・相続編の改正が行われ、相続人の間に均分相続に対する権利主張が強くなり、また高度成長を経て人々の資産形成が進んだので、家族信託の普及のための経済的および社会的な

環境が整ってきました。

(2) 最終回（今回）の目的

その後、昭和18（1943）年の金融機関の信託業の兼営等に関する法律が制定され、戦後になり、証券投資信託法、貸付信託法、投資信託および投資法人に関する法律の制定、信託業法の改正等が行われ、また高度成長による資本市場が発展したので、商事目的の信託が飛躍的な発展を遂げました。バブル経済崩壊後の平成18（2006）年には新信託法が制定され、これに伴い信託税制も大幅な改正が行われました。これは主として商事目的の信託のための整備でしたが、家族信託にとっても重要な内容を含んでいます。

今最終回は家族信託の観点から新法の制定と税制改正の意義を考えます。



2: 新信託法の制定と信託業法の改正の経緯

平成17（2005）年に、法制審議会は信託法部会により法改正の議論を行い、信託法改正要綱試案を決定し、一般からの意見募集を行いました。改正要綱試案の内容は主として商事信託ためのものであったので、新信託法の制定にあわせて信託業法の改正もほぼ同時に行われました。



3: 新信託法における民事信託を主として念頭に置いた規律関係

改正要綱試案は第70までありましたが、そのうち民事信託に関する改正項目は、「いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係」の第60から64のわずか5項目でした。この5項目が試案で提起された理由および新法による条文化

は次の通りです。

(1) 第60「受益者を指定または変更する権利について」

これは、新信託法第89条に「受益者指定権等」として規定されました。

旧信託法第7条によれば、信託設定後に委託者等が受益者を変更することは原則として許されないが、信託行為で受益者変更権等を設けることは可能とされていましたが、その場合の法律関係が明確でなかったため、新法でこれを明らかにしました。家族信託においては、信託の設定後に委託者等から受益者を指定または変更する場合がありますので、新法の規定は非常に有用なものです。

(2) 第61「遺言代用信託における第60の特則について」

これは、新信託法第90条に「委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例」として規定されました。

旧信託法にはこの内容に相当する条文はありませんでした。民法の死因贈与においては、その性質に反しない限り遺贈の規定が準用され（民法第554条）、贈与者はいつでもその贈与を取り消すことができます。遺言代用信託においても同様に、生前行為により自己の資産の承継を目的としますので、新法では、委託者が死亡後受益者の変更権を有するものとされました。

また、死亡後受益者は委託者の死亡時まで権利も義務も有しないので、委託者が死亡後受益者の同意を得ることなしに、委託者のみの意思により信託を終了させることができることとされました。

なお、信託行為で別段の定めを置くこ

とができることになっています（同条但書き）ので、例えば、委託者の死亡後、一定の時期に受益権を取得させることも、委託者の生前の一定の時期に受益権を取得させることも、信託行為で定めることができます。新法はこのように、柔軟であり家族信託の設計に非常に有用なのです。

（3）第 62 「いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について」

これは、新信託法第 91 条に「受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例」として規定されました。

このような信託は、個人企業経営における事業承継や生存配偶者の生活保障等の必要性から、共同均分相続とは異なる財産承継を可能にするので非常に有用です。しかし、旧信託法にはこの内容に相当する条文がありませんでした。

民法では跡継ぎ遺贈については、それを無効とする学説が有力です。後継ぎ遺贈の代替的な機能を果たし得る受益者連続型の信託は、旧信託法の下でもこれを仕組むことは可能ではあったのですが、この信託は期限付きの所有権を創設することになるとか、民法の相続秩序を委託者個人の意思で変更するという理由を挙げてこれを無効とする学説がありました。

しかし、信託では受託者が信託財産の所有権を有し、受益者は受益債権を有するにすぎないので、信託が期限付きの所有権を創設するわけではありません。また、連続的に承継する各受益者は一個の受益権を順次に承継的に取得するわけではなく、承継の都度、異なる受益権を委

託者から原始的に取得するので、民法の相続秩序の違反になるわけではありません。そこで、新法ではこの信託を有効として、その存続期間に制限を設けることにしました。

（4）第 63 「遺言信託について」

これは、新信託法第 5 条に「遺言信託における信託の引受けの催告」として、また第 6 条に「遺言信託における裁判所による受託者の選任」として規定されました。

（5）第 64 「契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について」

これは、新信託法第 147 条に「遺言信託における委託者の相続人」として、また、第 148 条に「委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例」として規定されました。



4: 新信託法と民事信託の設計

新信託法には民事信託を念頭に置いた規律が少ないとしても、家族信託の設計の制約になりません。また、条文が許す限り別段の定めを置くことができます。これらの信託の規律にとらわれる必要はありません。例えば、新信託法第 89 条「受益者指定権等」も、第 90 条「委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例」も、信託行為で別段の定めを許容しています。第 91 条の「受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例」は期間制限を設けただけで、信託の設計に何らの制限を設けているわけではありません。

さらに、新信託法が定める一般の規律の中に、家族信託の設計において利用できるものがいろいろあります。例えば、信託管理人、信託監督人、受益者代理人制度（同法123条以下）、信託宣言（自己信託）（同法3条3号、4条3項）、目的信託（同法258条以下）等です。特に、福祉型信託においては、保護すべき家族のために柔軟な設計が求められます。



5: 信託税制の改正と家族信託の発展

平成19（2007）年度の税制改正において、新信託法の制定を受けて信託税制の抜本的見直しが行われました。

（1）法人税法および所得税法

信託は、法人税法および所得税法により、「受益者等課税信託」、「集団投資信託」、「法人課税信託」、「退職年金等信託」および「特定公益信託等」の5種類に分類され、受益者等課税信託とは、他の種類の信託以外の一般の信託です。家族信託は通常、受益者等課税信託になります。

さて、信託制度の利用価値は前述のように委託者の所有権を受託者に対する受益債権に転換することにより、例えば、受益者連続信託はこの転換により、民法の相続秩序とは異なる資産承継を行うことができます。

しかしながら、受益者等課税信託の受益者等は、その信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなされ、かつその信託財産に帰せられる収益および費用はその受益者の収益および費用とみなされて課税されます（法人税法第12条、所得税法第13条）。このような信託

の受益債権への転換を否認し、委託者の所有権が受益者に直接に移転するものとみなす規定は、ユースを弾圧した英国のヘンリー8世と同じであり、信託の利用価値を損なうものです（この歴史については、本連載の第1回参照）。

ただし、受益者等が存しない信託については、この転換を肯定し、法人課税信託として受託者に対して課税が行われず（法人税法第2条第29号の2ロ）。

（2）相続税法

信託は受益者に委託者以外の者を指定することにより、実質的に民法上の贈与または遺贈と同様の資産承継を行うことができるので、適正な対価を負担せずにその信託の受益者等となる者は、税法上は、受益者等となった時にその信託に関する権利を委託者から贈与または遺贈により取得したものとみなされ、また、その信託財産に属する資産および負債を取得し、または承継したものとみなされて、課税されます（同法9条の2）。また、受益者連続型信託の課税および受益者等が存しない信託の課税についてはさらに厳しい特例が設けられました（同法9条の3、9条の4、9条の5）。このみなし課税もヘンリー8世によるユースの否認と類似しています。



6: 改正信託税制が想定する信託の多様性

信託の設計の多様性に関しては、税法のほうが新信託法よりも柔軟です。

（1）法人税法および所得税法における受益者等の多様性

受益者等課税信託の多様性を前提に、受益者等として課税される者は、受益者

としての権利を現に有する者およびみなし受益者に限られます。信託の変更をする権限を現に有し、かつ信託財産の給付を受けることとされている者は受益者とみなされます（みなし受益者、法人税法第12条第1項および第2項、所得税法第13条第1項および第2項）。家族信託の受益者がその権利を現に有するか否かは信託の設計により異なります。例えば受益権の効力発生に停止条件を付ければ、条件の成就までは、権利を現に有しないことになります。

（２）相続税法における受益者等の多様性

受益者等課税信託の多様性を前提に、受益者等として課税される者は、受益者としての権利を現に有する者および特定委託者に限られます。信託の変更をする権限を現に有し、かつ信託財産の給付を受けることとされている者は特定委託者とみなされます（同法第9条の2第1項、第5項）。特定委託者は法人税法および所得税法のみなし受益者に相当します。

家族の受益者がその権利を現に付与するか否かはその信託の設計により異なります。例えば、受益権の効力発生に停止条件を付ければ、条件の成就までは、権利を現に有しないことになります。

（３）受益者連続型信託の課税の特例の適用がある信託の多様性

この信託の類型は、受益者の死亡によ

り他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託（信託法第91条）、および受益者指定権等を有する者の定めのある信託（同法第89条）のみならず、何らかの事由により、当該受益者等の有する信託に関する権利が消滅し、他の者が新たな信託に関する権利を取得する旨の定め、または当該受益者等の有する信託に関する権利が他の者に移転する旨の定める信託を含むものとされ、その類型の多様性を認めています（相続税法施行令第1条の8）。

（４）受益者等が存しない信託の多様性

この信託の類型は、受益者の定めのない信託（信託法第258条）だけでなく、受益者としての権利を現に有する者および特定委託者の存在しない信託を含むものとされ、その類型の多様性を認めています。例えば、受益者となることに停止条件または効力発生が始期が付されている信託も、受益者がいまだ存在しないし特定されていない信託も含まれます。



7: 家族信託の普及の担い手

信託税制は抑圧的ですが、信託の設計は自由であり、家族信託の普及はその担い手である士業の先生方の自由な設計が期待されます。